

令和5年10月12日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官



令和3年(ワ)第913号 損害賠償請求事件

口頭弁論終結日 令和5年7月20日

判 決

当事者の表示 別紙1「当事者目録」のとおり

主 文

- 1 被告は、原告に対し、110万円及びこれに対する平成28年6月14日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、84万円及びこれに対する令和2年10月31日から支
10 払済みまで年3分の割合による金員を支払え。
- 3 原告のその余の請求を棄却する。
- 4 訴訟費用は、これを5分し、その3を被告の負担とし、その余は原告の負担と
する。
- 5 この判決は、第1項及び第2項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 請求

- 1 被告は、原告に対し、165万円及びこれに対する平成28年6月14日から
支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 被告は、原告に対し、140万円及びこれに対する令和2年10月31日から
20 支払済みまで年3分の割合による金員を支払え。

【請求の法的根拠】

- ・上記1の主請求：被告が、平成28年6月14日、インターネット上に開設する
ブログにおいて、差別的な内容の記事を投稿した不法行為に基づく損害賠償請求
- ・同附帯請求：遅延損害金（起算日は不法行為の日、利率は平成29年法律第44
25 号による改正前の民法所定）
- ・上記2の主請求：被告が、平成28年10月24日から令和2年10月31日ま

で、上記ブログ又はツイッターにおいて、別紙2「一覧表（本件投稿2）」記載の各投稿をした不法行為に基づく損害賠償請求

・同附帯請求：遅延損害金（起算日は最終の不法行為の日、利率は民法所定）

第2 事案の概要

1 争いのない事実

(1) 原告は、川崎市内に居住するいわゆる在日コリアン3世である。

(2) 被告は、平成28年6月14日、株式会社サイバーエージェントが運営するアメーバブログにおいて被告が開設した「ハゲタカ鷲津政彦のブログ『愛する日本を取り戻す！！』」（以下「本件ブログ」という。）において、「【川崎デモ】崔江以子、お前何様のつもりだ！！」と題する記事（以下「本件投稿1」という。）を投稿し、本件投稿1において、原告の「外国人（在日コリアン）が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる」という発言が掲載された記事を引用した上で、「なにが、『外国人（在日コリアン）が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる』だ！日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない！『外国人（在日コリアン）が住みよい社会』なんて、まっぴらごめんだし、そんな社会は作らせない。思い上がるのもいい加減にして、日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」などと記載した（なお、「日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ」との記載部分を「本件記述1」という。）。

(3) 被告は、同年10月24日から令和2年10月31日までの間、本件ブログ又はツイッターに、別紙2「一覧表（本件投稿2）」中「内容（一部抜粋）」欄記載の内容の各記事を投稿した（なお、別紙2記載の投稿を総称して「本件投稿2」といい、別紙2「一覧表（本件投稿2）」中「内容（一部抜粋）」欄中の下線部の箇所を、「本件記述2」などと昇順に呼称する。）。

なお、被告が使用するツイッターアカウントは、「@washizufund」（アカウント名は、「ハゲタカ鷲津政彦（護国の鬼神）」）。以下「本件ツイッ

ターアカウント」という。)である。

2 争点

- (1) 本件記述1が別紙3「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」(以下「ヘイトスピーチ解消法」という。)2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当し、不法行為が成立するか(立証責任:原告)
- (2) 本件記述2ないし17が原告の社会的評価を低下させるか(立証責任:原告)
- (3) 本件記述2ないし17が原告の名誉感情を違法に侵害するか(立証責任:原告)
- (4) 損害の発生及び金額(立証責任:原告)

3 当事者の主張

(1) 争点(1)について

(原告の主張)

原告は、在日コリアン3世であり、本邦外出身者に該当する。また、被告が、原告の発言を引用していること、本件投稿1の標題、本件投稿1と同日に「ブログを更新しました。川崎デモの中心人物、崔江以子を批判しました。」として本件投稿1のURLを添付したツイートをしていること、本件投稿1の10日後に「崔江以子への批判を書いたブログ記事でも書きましたが、彼らにとって都合のいい日本にするなんて、絶対に御免被りたいです。おっしゃるとおり、彼らにとって居心地が悪い日本にして、愛する祖国へ返してあげましょうw」と投稿していることなどからすれば、本件投稿1が原告に向けられたものであることは明らかである。

また、本件記述1は、被告の本邦外出身者に対する差別的意識を表明する記載に続くものであることからすれば、被告において、日本は日本人だけのものであり、本邦外出身者を地域社会から排除すべきであるとの差別的意識を助長する目的で、本件記述1に係る表現を行ったといえる。したがって、ヘイトス

スピーチ解消法2条にいう「専ら本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的」があったといえる。

さらに、本件記述1は、原告本人のみに向けたメールなどではなく、不特定多数が閲覧できるインターネットのブログに投稿されているから、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動（排除類型）であるといえる。

よって、本件記述1を含む本件投稿1は、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「差別的言動」を含む投稿であり、本邦外出身者である原告が、専ら本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として差別され、本邦の地域社会から排除されることのない権利、本邦外出身者がそれぞれ有する自らの出身国等の属性に関して有する名誉感情、住居において平穩に生活する権利等の憲法13条に由来する人格権に対する違法な侵害行為に当たり、不法行為が成立する。

(被告の主張)

本件記述1は、原告の発言を受けてのものではあるが、直前に「自分の感情を記載します」と断りを入れているとおり、原告に対して述べられたものではなく、あくまでも、原告の発言に対して抱いた被告自身の心情を表現したものにすぎない。

仮に本件記述1を含む本件投稿1が原告に対するものであったとしても、民族的出自に着目してこれを排斥しようとするものではない。被告は、原告の発言は、外国人を日本人よりも優遇して外国人の権利拡充を図るべきとの考えを受け止めた。そこで、被告はそうした考えは日本国民の権利を侵害し、日本を害するものであるから到底認められるものではなく、外国人が制約のない権利を求めるのであれば、自国において行うべきであるとの自らの心情を表すものとして本件投稿1を記載したのであって、民族的出自や本邦外出身者の出身地を理由とするものでも、本邦外出身者を排斥するものでもない。

よって、本件記述1を含む本件投稿1は、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「差別的言動」には該当せず、不法行為は成立しない。

(2) 争点(2)について

(原告の主張)

「当たり屋」とは、故意に交通事故を起こして損害賠償を請求しようとする者の呼称である。また、「被害者ビジネス」とは、被害者を騙って儲けるビジネスの呼称である。

そうすると、「差別の当たり屋」及び「被害者ビジネス」との各表現は、一般読者の通常の注意と読み方を基準にすれば、いずれも原告が、実際には差別の被害を受けていないにもかかわらず、自身が差別される被害を故意に発生させ、金銭を取得しているとの事実を摘示したものと見える。

これらの記述は、別紙2「一覧表(本件投稿2)」記載の各投稿の読み手に対し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与える事実の摘示又は意見ないし論評であるから、原告の社会的評価を低下させたといえ、原告に対する名誉毀損が成立する。

(被告の主張)

「差別の当たり屋」及び「被害者ビジネス」との各表現は、いずれも造語であり、一般的な定義が定まっておらず、多義的な理解が可能な表現であるから、一般読者を基準として客観的に評価すれば、虚偽の被害申告により金銭を得ているという意味に解釈されることはない。

よって、本件投稿2について、原告に対する名誉毀損は成立しない。

(3) 争点(3)について

(原告の主張)

本件投稿2は、各投稿の読み手に対し、原告は嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与える。加えて、本件投稿2は、平成28年10月24日から令和2年10月31日までの間、極めて長期かつ多数回に及んでおり、極めて執拗

に行われている。

よって、本件投稿2は、社会通念上許される限度を超えて、原告の名誉感情を著しく侵害している。

(被告の主張)

前記のとおり、「差別の当たり屋」及び「被害者ビジネス」については、多義的な理解が可能であり、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与えるものではないから、原告の名誉感情を侵害するものではない。

(4) 争点(4)について

(原告の主張)

ア 本件投稿1について

原告は、日本で生まれ育ち「共に生きよう」と訴えて、国籍・民族を問わず地域の子どもたちや高齢者などの生活を支援する「川崎市ふれあい館・桜本子ども文化センター」職員として20年以上勤務し、地域社会に貢献してきたにもかかわらず、日本社会の一員ではなく「日本国に仇なす敵国人」と決めつけられ、「さっさと祖国へ帰れ」等と社会から排除する罵倒を受けたことに強い衝撃を受け、恐怖を感じ、著しい精神的苦痛を受けた。その慰謝料は150万円を下らない。

また、原告は、訴訟提起のために弁護士に依頼せざるを得なかった。原告が弁護士費用として負担すべき金員のうち、本件投稿1による不法行為と相当因果関係があるのは請求額の1割に当たる15万円である。

よって、本件投稿1との関係では、165万円が損害となる。

イ 本件投稿2について

原告は、被告から差別的言動に該当する言動を浴びせられる被害を受けたために、これを被害申告して削除したものであるのに、同行為に対する腹いせとして、実際には差別の被害がないのに、そのような被害があることを原告が故意に作出しているとか、原告が被害を受けたかのように偽って金銭を

得ているなどと長期間にわたって執拗に攻撃を受けたことにより、著しい精神的苦痛を受けた。同苦痛を慰謝するための金員としては、100万円を下らない。

また、原告が、別紙2「一覧表（本件投稿2）」の⑫の記事を投稿した人物を特定すべく、発信者情報開示訴訟を弁護士に依頼せざるを得なかったから、その弁護士費用として30万円が相当因果関係のある損害である。また、原告は、本訴提起のために弁護士に依頼せざるを得なかったから、弁護士費用10万円が相当因果関係のある損害である。

よって、本件投稿2との関係では、140万円が損害となる。

（被告の主張）

いずれも否認し、争う。

なお、仮に、本件投稿1がヘイトスピーチ解消法2条にいう差別的言動に該当するとしても、その投稿内容は、原告の容姿や性格など、原告個人について中傷・侮辱する内容ではない。また、本件投稿1は、被告の個人的なブログにおいて、被告個人の心情として記載したものであり、本件ブログの読者に対して賛同を呼び掛けるものでもないから、原告に恐怖を与えることはない。よって、本件投稿1が同条にいう差別的言動に該当する場合であっても、原告に損害は発生しないか、発生したとしても極めて軽微なものである。

第3 判断

1 認定事実

後掲の証拠及び弁論の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 被告は、平成28年6月14日、本件ブログにおいて、「【川崎デモ】崔江以子、お前何様のつもりだ！！」と題する記事を投稿した（本件投稿1）。被告は、本件投稿1において、いわゆる在日コリアン3世である原告が「外国人（在日コリアン）が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる」と発言したことなどを報じた朝鮮日報の記事に触れた上で、「なにが、『外国人（在

日コリアン) が住みよい社会になってこそ、日本人も暮らしやすくなる』だ！日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない！『外国人(在日コリアン) が住みよい社会』なんて、まっぴらごめんだし、そんな社会は作らせない。思い上がるのもいい加減にしろ、日本国に仇なす敵国人め。さっさと祖国へ帰れ』などと記載した。(甲5)

(2) 被告は、同日、本件ツイッターアカウントを用いて、「ブログを更新しました。川崎デモの中心人物、崔江以子を批判しました。『【川崎デモ】崔江以子、お前何様のつもりだ』！！」とツイートした(甲16・5頁)。

(3) 被告は、同月24日、本件ツイッターアカウントを用いて、「崔江以子への批判を書いたブログ記事でも書きましたが、彼らにとって都合のいい日本にするなんて、絶対に御免被りたいです。おっしゃるとおり、彼らにとって居心地が悪い日本にして、愛する祖国へ返してあげましょうw」とツイートした(甲16・5頁)。

(4) アメーバブログの運営会社である株式会社サイバーエージェントは、同年9月27日、本件投稿1を削除した(甲10)。

(5) 被告は、同年10月24日から令和2年10月31日までの間、本件ブログ又はツイッターに、別紙2「一覧表(本件投稿2)」中「内容(一部抜粋)」欄記載の内容の記事を投稿した(本件投稿2)。

(6) 原告は、令和2年12月21日付けで、東京地方裁判所に、別紙2「一覧表(本件投稿2)」⑪の投稿について、プロバイダーである株式会社サイバーエージェントを債務者とする発信者情報開示仮処分命令の申立てをした。同裁判所は、令和3年1月13日、債務者に対して開示を命じる旨の仮処分の決定(東京地方裁判所令和2年(ヨ)第4045号)をした(甲20)。

債務者は、上記決定に対する保全異議を申し立てたが、同裁判所は、同年2月19日、上記仮処分決定を認可する決定(同庁令和3年(モ)第50237号)をした(甲21)。

(7) 原告は、神原元弁護士に訴訟の提起・追行を委任の上、同年3月16日付けで、東京地方裁判所に、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社を被告として、発信者情報開示請求訴訟を提起した（同裁判所令和3年(ワ)第6857号）。同裁判所は、同年8月10日、原告の請求を認容した（甲23）。

(8) 原告代理人は、同年9月17日付けで、被告に対し、前記(1)の記事を被告が投稿したか否か確認するとともに、平成28年頃から原告に対する執拗な誹謗中傷を繰り返してきた事実を認めるか、また、これについて謝罪や賠償の意思の有無を尋ねる内容証明郵便を送付した（甲26）。

これに対し、被告は、令和3年9月24日付けで、原告及び原告代理人に対し、上記記事を被告自身が投稿したこと及び平成28年頃からインターネット上で誹謗中傷をしたことを認めた上で謝罪し、賠償や直接の謝罪をする意思を表明する内容の文書を送付した（甲27、28）。

2 争点(1)について

(1) 認定事実(1)ないし(3)によれば、被告は、原告の発言を引用して本件記述1を含む本件投稿1を行い、その後、本件投稿1が原告を批判する趣旨であることを示すツイートやブログ投稿を行ったのであるから、本件記述1を含む本件投稿1は、原告に向けられた言動であると認められる。

また、本件投稿1中の「日本国は我々日本人のものであり、お前らのものじゃない」「『外国人（在日コリアン）が住みよい社会』なんて、まっぴらごめんだし、そんな社会は作らせない。」という文言は、被告が、出身地を理由として本邦外出身者を日本国民と区別し、本邦外出身者、特にいわゆる在日コリアンに対する否定的な意見を示すものと解され、このような文言に続いて本件記述1がなされていることも踏まえると、本件記述1は、原告を含むいわゆる在日コリアンは日本国の敵であると何らの根拠なく断定する悪意ある表現を用いて、その出身地を理由として、日本国外へ排斥することを煽る表現であり、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地

5
10
域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動と解するのが相当である（なお、原告は、被告には「本邦外出身者に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的」がある旨主張しているところ、法務省人権擁護局において取りまとめられたヘイトスピーチ解消法2条の解釈についての参考情報（甲6）によれば、同目的は不当な差別的言動の具体例である「生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知」すること又は「本邦外出身者を著しく侮蔑」することに係るものであり、「本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動すること」に当たる場合は、同目的について検討するまでもなく、本条の「本法外出身者に対する不当な差別的言動」に含まれると解される。）。

15
20
(2) 被告は、原告が勤務する社会福祉法人青丘社は各種の在日外国人の権利拡充を求める活動を行ってきたことで一般に知られており、原告が「社会福祉法人青丘社川崎市ふれあい館職員」との肩書で、国会で参考人質疑を受けている（乙4）ことも広く知られていたとして、原告の発言は外国人の権利拡充を図るべきとの考えと受け止めた上で、そうした考えは日本国民の権利を侵害し、日本を害するものであるから到底認められるものではなく、外国人が制約のない権利を求めるのであれば、自国において行うべきであるとの自らの心情を表すものとして本件記述1の表現を行った旨主張する。

25
しかし、被告が原告の発言をどのように受け止め、それによりいかなる心情を抱いたとしても、本件記述1の記載内容及び表現方法からすると、原告の発言への反論ではなく、出身地を理由として本邦外出身者を日本国民と区別した上で原告を含む外国人を敵であると決めつけ、日本国外へ排斥しようとする差別的言動であることは明らかであって、被告の上記主張を採用することはできない。

30
(3) 以上のとおり、本件記述1の表現は、ヘイトスピーチ解消法2条にいう「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」に該当する。

ところで、憲法第三章の諸規定による基本的人権の保障は、権利の性質上日本国民のみをその対象としていると解されるものを除き、我が国に在留する外国人に対しても等しく及ぶものである（最高裁判所第三小法廷平成7年2月28日判決民集49巻2号639頁）。

したがって、憲法13条に由来する人格権、すなわち、本邦外出身者であることを理由として地域社会から排除され、また出身国等の属性に関する名誉感情等個人の尊厳を害されることなく、住居において平穩に生活する権利は、本邦外出身者について、日本国民と同様に享受されるべきものである。

そうすると、本件記述1の記載は、本邦外出身者である原告について、地域社会から排除することを扇動する不当な差別的言動であるから、住居において平穩に生活する権利等の人格権に対する違法な侵害行為に当たり、本件投稿1の投稿は不法行為を構成する。

3 争点(2)について

- (1) 一般に、名誉毀損の成否が問題とされている表現が、証拠等をもってその存否を決することが可能な他人に関する特定の事項を明示的又は黙示的に主張するものと理解されるときは、当該表現は、上記特定の事項についての事実を摘示するものと解するのが相当であり、上記のような証拠等による証明になじまない物事の価値、善悪、優劣についての批評や論議などは、意見ないし論評の表明に属するというべきである（最高裁平成9年9月9日第三小法廷判決・民集51巻8号3804頁、最高裁平成17年7月15日第一小法廷判決・58巻5号1615頁参照）。そして、そのいずれであるかは、一般の読者の普通の注意と読み方とを基準として判断すべきものである（前掲最高裁平成9年9月9日判決参照）。

また、人の社会的評価を低下させる表現は、事実の摘示であるか、又は意見ないし論評の表明であるかを問わず、人の名誉を毀損するというべきところ、ある表現における事実の摘示又は意見ないし論評の表明が人の社会的評価を

低下させるものであるかどうかは、当該表現についての一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈し、判断すべきである（最高裁昭和31年7月20日第二小法廷判決・民集10巻8号1059頁、前掲最高裁平成9年9月9日判決参照）。

5 (2) そこで、以下、本件投稿2について、各記述が、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容を解釈した場合に原告の社会的評価を低下させる表現であり名誉毀損といえるか検討する。

ア 総論

10 本件記述2ないし17では、原告について「差別の当たり屋」又は「被害者ビジネス」であるとする記載が多数存在する。

原告が「差別の当たり屋」であると表現する記載は、「当たり屋」という文言が一般に故意に交通事故を起こして損害賠償を請求しようとする者の呼称として用いられ（甲29）、他人に悪印象を与える文言であることを踏まえると、少なくとも原告がそのような者であるとして原告を中傷するために用いられた表現であると認められる。また、「被害者ビジネス」という記載は、「被害者ビジネス」という文言が被害者であると偽って金銭を得ることを示す文言として用いられ（甲30～32）、他人に悪印象を与える文言であることを踏まえると、「差別の当たり屋」と同様、原告を中傷するために用いられた表現であると認められる。

20 そうすると、これらは社会通念上許される限度を超えた侮辱に当たることを基礎づける要素とはなり得るものの、他方で、「差別の当たり屋」や「被害者ビジネス」という文言が必ずしも一義的なものとまでは認められないことを考慮すると、原告が主張するように、原告が実際には差別されていないのに差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与える事実の摘示又は意見ないし論評であると直ちに解することはできない。そこで、本件記述2な

いし17の意味内容については、「差別の当たり屋」や「被害者ビジネス」という文言が用いられた文脈等も考慮した上で、一般の読者の普通の注意と読み方を基準としてその意味内容をそれぞれ解釈すべきである。

イ 本件記述2について

5 本件記述2は、「崔江以子氏親子の積極的に自身に批判的な書き込みを見て『差別』と騒ぐ姿勢には辟易しますね。」とのツイート部分の後に、同ツイート部分をもって「差別の当たり屋」としており、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、原告及び原告の子が、自身に批判的な書き込みを積極的に見つけ出し、差別であると騒いでいるという事実を摘示するものであると認められる。しかし、本件記述2は、少なくとも原告に批判的な書き込みが存在することを前提としたものであり、原告が実際には差別の被害がないのに差別される被害を故意に発生させているとは読み取れない。また、10 本件記述2を含むツイートにおいては、原告が金銭を取得しているとの記載はない。そうすると、原告が主張するように、原告が差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与えるものとは認め難い。

15 したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

ウ 本件記述3及び4について

20 本件記述3及び4は、被告が本件ブログにおいてブログ記事を更新したこと及びそのブログ記事のアドレスを伝えるツイート部分の中で「差別の当たり屋」及び「被害者ビジネス」にそれぞれハッシュタグを付したものであり、一般読者は当該ブログ記事と併せてその意味内容を理解すると考えられるところ、当該ブログ記事の内容は証拠上明らかではなく、前記イと同様、原告の主張を認めることできない。

25 したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損に

は当たらない。

エ 本件記述 5 及び 6 について

5
10
本件記述 5 及び 6 を含むブログ記事には、以前書いたブログ記事がアメー
バブログの運営会社に削除されたことから、再びブログ記事が削除されるこ
とがないよう、批判の対象であるいわゆる在日コリアン 3 世の人物を「C」
と呼ぶ旨の記載があるところ、本件記述 5 及び 6 を含むブログ記事の投稿よ
り前に本件投稿 1 が運営会社によって削除されたこと（認定事実(4)）、削除
されたブログ記事の詳細として引用されたウェブサイト（甲 3 5）において
は原告の実名が記載されていること及び原告のイニシャルが「C」であるこ
とを踏まえれば、「C」とは原告を指すことは明らかである。

15
20
その上で、本件記述 5 及び 6 を含むブログ記事全体の文脈を踏まえると、
これらの記述は、原告が、自身に批判的な書き込みを積極的に探し、当該書
き込みを探し出した上で、当該書き込みをもって日本人による差別に当たる
と主張しているという事実を摘示するものと解するのが相当である。そうす
ると、これらの記載は、少なくとも原告に批判的な書き込みが存在すること
を前提としたものであり、原告が実際には差別の被害がないのに、差別の被
害を故意に発生させているとは読み取れない。また、本件記述 5 及び 6 を含
むブログ記事においては、原告が金銭を取得しているとの記載はない。そう
すると、原告が差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの
事実を摘示し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与えるものと
までは認め難い。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損に
は当たらない。

オ 本件記述 7 について

25
本件記述 7 を含むブログ記事における「C」とは、同記事において引用さ
れた新聞記事（甲 3 6）で原告の氏名が掲載されていることからすれば、原

告を指すことは明らかである。

6
その上で、この記述を含むブログ記事全体の文脈を踏まえると、本件記述
7は、原告が、インターネット上における自身への批判につき、差別的な書
き込みで人権を侵害されているとして、法務局に対し救済申立てを行ったこ
とにより、法務局からグーグル社及びツイッター社に対し当該書き込みの削
除要請が行われ、両社が当該要請に応じて当該書き込みの削除を行ったとい
う事実を摘示するものと解するのが相当である。そうすると、この記載は、
原告に批判的な書き込みが存在したことを前提としたものであり、原告が自
ら差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、前記
エと同様に、原告の主張は認め難い。

10
したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損に
は当たらない。

カ 本件記述8ないし10について

15
証拠（甲37、38）から、本件記述8ないし10を含むブログ記事にお
いて引用された「NHK NEWS WEB」の記事は、原告に対するヘイ
ト投稿を繰り返し行った男性が書類送検されたことを伝えるものであると
推認されるから、「C」とは原告を指すことは明らかである。

20
また、本件記述8の「エゴサーチ」という表現は、自らの氏名等を検索す
るという意味のインターネット上の俗語であり（弁論の全趣旨）、本件にお
いては、主として、原告が自らの氏名等でインターネット検索を行い、他に
も自身に批判的な投稿がないか調べることを意味していると認められる。

25
その上で、これらの記述を含むブログ記事全体の文脈を踏まえると、本件
記述8は、原告が、インターネット上において自らの氏名等で検索をして、
自身を批判する書き込みがないか検索をして、そのような書き込みを見つけ
た際には投稿者に対する刑事告訴を行ったことを前提にした上で、自ら積極
的に自己に批判的な投稿を探し、見つけ出しては、差別の被害を受けたと称

5
している事実を摘示しているものと解するのが相当である。そうすると、これらの記載は、少なくとも原告に批判的な書き込みが存在することを前提としたものであり、原告が実際には存在しない書き込みによる差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、前記エ、オと同様に、原告の主張は認め難い。

10
また、本件記述9及び10は、原告が、自身の書き込みを見つけたことによるストレスで体調不良に陥ったと述べていることにつき、原告自らが積極的に自己に批判的な投稿を探し、見つけ出し、その投稿に触れることによるストレスで体調不良に陥ったという事実を基礎として、原告自らが無用なことを行って自ら被害を受けていると揶揄するものと解される。これは、原告が主張するような、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与えるものとはいえず、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえない。

したがって、本件記述8ないし10は原告の社会的評価を低下させる表現とはいえず、名誉毀損には当たらない。

15
キ 本件記述11について

20
本件記述11は、本件記述8ないし10を含むブログ記事のURLとともにブログ更新を知らせるツイート中の文言であるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、その意味内容は当該ブログ記事の内容を踏まえて解釈するべきである。そうすると、本件記述11は、原告が「差別の当たり屋」であると表現した本件記述8と同様の事実の摘示をするものと解するのが相当であり、本件記述8と同様、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえず、名誉毀損には当たらない。

ク 本件記述12及び13について

25
本件記述12及び13はいずれも「@Yamatospirit_」というツイッターアカウントに対するリプライ（他人のツイートに対する返信機能のこと。）に含まれている記述であること、いずれも原告について言及す

る内容であること、両記述は約12時間という比較的短時間のうちになされたものであること（甲16・2頁）等からすると、両記述は、被告及び「@Yamatospirit」の一連の会話中の記述であると推認され、一般読者の普通の注意と読み方を基準とすると、一連の投稿として読むことが想定されるから、その意味内容についても両記述を併せて検討することが相当である。

そこで、両記述を合わせて検討すると、これらは、原告が、原告を批判した被告のブログの削除要請を行い、実際にブログが削除されたという事実を摘示するものと解するのが相当である。そうすると、この記載は、原告に批判的なブログ記事が存在したことを前提としたものであり、原告が実際には存在しない書き込みによる差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、前記エ～キと同様、原告の主張は認め難い。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

ケ 本件記述14について

本件記述14を含むブログ記事における「C」とは、同記事において引用された記事（甲39）で原告の氏名が掲載されていることからすると、原告を指すことは明らかである。

その上で、この記述を含むブログ記事全体の文脈を踏まえると、本件記述14は、原告が自分の名前を検索して批判的なブログ、ツイート又は書き込みを見つけて削除要請や刑事告訴等を行い、これらは「ヘイトスピーチ」であると騒いでいるという事実を摘示するものと解するのが相当である。そうすると、この記載は、原告に批判的な書き込みが存在したことを前提としたものであり、原告が実際には存在しない書き込みによる差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、原告が差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、原告が嘘つきで利己

的な人間であるとの印象を与えるものとまでは認め難い。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

コ 本件記述15について

5 本件記述15は、要旨、「中傷されたって騒いでいる在日コリアン」の「女」は「差別の当たり屋」であるという内容である。そして、同記述を含むツイートで引用されている記事(甲41)は、川崎市は、市内に住むいわゆる在日コリアン3世の女性の救済申立てに基づき、「差別のない人権尊重のまちづくり条例」に基づく初めての手続として、「差別防止対策等審査会」に諮問したところ、同審査会が川崎市に対し、同女性を標的にしたツイッター投稿の削除を要請するよう求める答申をまとめたことを報じるものである。そして、同内容を伝える他社の記事(甲40)も併せて読めば、同女性が原告であることは容易に特定可能といえる。

10 15 20 その上で、この記述を含むツイート全体の文脈を踏まえると、本件記述15は、原告が自身を標的とした差別的言動につき、中傷されたと騒いでいるという事実を摘示するものと解するのが相当である。そうすると、この記載は、原告を標的とした差別的言動が存在したことを前提としたものであり、原告が実際には存在しない差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、原告が差別される被害を故意に発生させて金銭を取得しているとの事実を摘示し、原告が嘘つきで利己的な人間であるとの印象を与えるものとまでは認め難い。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

25 サ 本件記述16について

本件記述16を含むブログ記事における「C」とは、同記事において引用された記事(甲40)で原告の氏名が掲載されていることからすると、原告

を指すことは明らかである。

その上で、この記述を含むブログ記事全体の文脈を踏まえると、本件記述16は、原告が自身の氏名等を検索して自身を批判する記事を探し、川崎市に対する救済申立てをしたという事実を摘示するものと解するのが相当である。そうすると、この記載は、原告に批判的な書き込みが存在したことを前提としたものであり、原告が実際には存在しない書き込みによる差別の被害を故意に発生させているとは読み取れないのであるから、前記コと同様、原告の主張は認め難い。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

シ 本件記述17について

本件記述17は、本件記述16を含むブログ記事のURLとともにブログ更新を知らせるツイート中の文言であるから、一般の読者の普通の注意と読み方を基準とすると、その意味内容は当該ブログ記事の内容を踏まえて解釈すべきである。そうすると、本件記述17は、本件記述16と同様の事実の摘示をするものと解するのが相当であり、原告の社会的評価を低下させる点まではいえない。

したがって、原告の社会的評価を低下させる表現とはいえ、名誉毀損には当たらない。

4 争点(3)について

前記3(2)アのとおり、本件記述2ないし17に含まれる「差別の当たり屋」及び「被害者ビジネス」という表現は原告を中傷するために用いられた表現であること、約4年間という長期にわたって執拗に中傷が繰り返されていたこと(認定事実(5))などを踏まえると、これらの各記述が原告の社会的信用を低下させないとしても、原告の人格を強く非難し、原告の名誉感情を著しく害するものであると認められるから、社会通念上許容される限度を超える侮辱行為と

いうべきである。

したがって、本件記述2ないし17は、原告の名誉感情を違法に侵害するものである。

5 争点(4)について

(1) 本件投稿1について

ア 慰謝料額について

原告は、被告による本件投稿1の投稿行為により、その人格権を侵害されたものであり、これによる原告の慰謝料額の算定に当たっては、本件投稿1の投稿行為を全体としてみた上で、諸般の事情を総合的に考慮するのが相当である。

本件投稿1は、不穏当かつ攻撃的な悪意ある表現をことさらに用いて、原告を日本国外へ排斥することを煽るものである。原告は、いわゆる在日コリアン3世として日本国内で生まれ、現在に至るまで日本を生活の本拠としているのであるから（原告本人、甲42）、被告の用いた「祖国へ帰れ」、すなわち朝鮮半島へ帰れとの表現は、原告が日本の地域社会の一員として過ごしてきたこれまでの人生や原告の存在自体をも否定するものであって、当該表現が原告の名誉感情、生活の平穏及び個人の尊厳を害した程度は著しく、これらの人格権侵害による原告の精神的苦痛は非常に大きいものと認められる。

加えて、本件投稿1は、多数の者が閲覧ないし閲覧可能なインターネット上においてなされており、その行為態様も悪質である。

他方で、認定事実(8)のとおり、被告は、原告代理人から通知を受け取ってから遅くとも1週間ほどで、本件投稿1を認めて謝罪し、賠償や直接の謝罪の意思を一応は表明したことは、慰謝料額の判断において考慮されるべきである。

そこで、本件投稿1により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、

100万円とするのが相当である。

イ 弁護士費用について

本件訴訟の内容及び経過、その他本件に現れた事情を総合的に考慮すると、本件投稿1と相当因果関係のある弁護士費用としては、上記アの慰謝料額の1割に当たる10万円が相当である。

ウ 合計額

よって、本件投稿1と相当因果関係のある損害額は、110万円である。

(2) 本件投稿2について

ア 慰謝料額について

原告は、被告による本件投稿2の各投稿行為により名誉感情を侵害されたものであり、これによる原告の慰謝料額の算定に当たっては、本件投稿2の各投稿行為を全体としてみた上で、諸般の事情を総合的に考慮するのが相当である。

本件投稿2の各記述は、約4年間もの長期にわたり執拗に繰り返されたものであり、名誉感情を大きく侵害したといえる。さらに、本件投稿2も本件投稿1と同様、多数の者が閲覧ないし閲覧可能なインターネット上においてなされており、その行為態様は悪質である。

他方で、認定事実(8)のとおり、被告は、本件投稿1と同様、原告代理人から通知を受け取ってから遅くとも1週間ほどで、本件投稿2を認めて謝罪し、賠償や直接の謝罪の意思を一応は表明しており、慰謝料額の判断において考慮されるべきである。

そこで、本件投稿2により原告が受けた精神的苦痛に対する慰謝料額は、70万円とするのが相当である。

イ 発信者情報開示請求訴訟に係る弁護士費用について

本件訴訟は、インターネット上の名誉毀損等に係る損害賠償請求訴訟であり、このような事案において、投稿をした者を特定するには、発信者情

報開示請求訴訟による必要があり、その手続は法律の専門家ではない原告本人が行うのは困難であったと認められ（当裁判所に顕著な事実）、そのような本件訴訟の性質等からすれば、上記発信者情報の開示に要した費用のうち、社会通念上相当と認められる範囲については、本件投稿2と相当因果関係のある費用と認められる。

そして、上記手続は、金銭賠償を請求する本件訴訟の経済的利益を基準に算定すべきであると解するのが相当であり、本件訴訟における経済的利益の額は上記の70万円と認められるから、発信者情報の開示に係る手続に係る弁護士費用については、その1割に相当する7万円が本件投稿2と相当因果関係があると認められる。

ウ 本件訴訟の弁護士費用について

本件訴訟の内容及び経過、その他本件に現れた事情を総合的に考慮すると、本件投稿2と相当因果関係のある弁護士費用としては、上記アの慰謝料額の1割に当たる7万円が相当である。

エ 合計額

よって、本件投稿2と相当因果関係のある損害額は、84万円である。

第4 結論

よって、原告の請求は、110万円及びこれに対する不法行為の日である平成28年6月14日から支払済みまで平成29年法律第44号による改正前の民法所定の年5分の割合による遅延損害金の支払並びに84万円及びこれに対する最終の不法行為の日である令和2年10月31日から支払済みまで民法所定の年3分の割合による遅延損害金の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。


横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判長裁判官

櫻井佐英 

5

裁判官

片山憲一 

10

裁判官

田中春香 



別紙3

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(抜粋)

5

1. 前文

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、
10 このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。〔以下略〕

2. 第2条 (定義)

この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は
20 地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

以上

これは正本である。

令和5年10月12日

横浜地方裁判所川崎支部民事部

裁判所書記官 部 屋 公 休

